

山口県動物愛護センターホームページ広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱(以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、山口県動物愛護センターホームページ(以下「ホームページ」という。)へのバナー広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつホームページの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

(広告掲載の規制業種又は事業者)

第4条 山口県広告掲載基準(以下「基準」という。)第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者該当することとなった場合も同様とする。

(広告掲載の基準)

第5条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、要綱第3条第2項及び基準第4条の規定に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例)文字色と背景色のコントラスト(明度差)が強いもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例)「職員採用情報」等の表現の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載の業種ごとの基準)

第6条 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置

ホームページのトップページ下部

(2) 広告の枠数

2枠

(3) 広告の種類

バナー広告

- ・ 大きさ 縦50ピクセル、横170ピクセル
- ・ 形式 GIF (アニメーション不可)
- ・ データ容量 10キロバイト以下
- ・ 画像のALTテキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1年単位とする。

- 2 広告の掲載を開始する日(以下「開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日(以下「終了日」という。)は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、原則として山口県ホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み及び広告主の決定)

第10条 ホームページに広告を掲載しようとする者は、「山口県動物愛護センターホームページ広告掲載申込書」(様式1)に次に掲げる書類を添えて、県が指定する日までに、山口県動物愛護センターに提出しなければならない。

- (1) 申込者の業種及び事業内容がわかるもの
- (2) 県税に滞納がないことを証明する納税証明書

- 2 県は、前項による申込みがあったときは、その内容について審査の上、受付順に広告主として決定する。
- 3 前項の場合において、同日に申込者が2以上あり、広告掲載の数量を超えるときは、県において抽選により広告主を決定する。
- 4 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第11条 県は、前条第2及び第3項の規定により決定した広告主と、広告掲載に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

- 2 県は、前条第2項及び第3項により決定した広告主が、前項による契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(広告原稿の作成)

第12条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第13条 広告主は、「山口県動物愛護センターホームページ広告掲載承認願」(様式2)に広告原稿を添えて、県の指定する日までに、山口県動物愛護センターに提出し、掲載の可否について山口県広告審査会(以下「審査会」という。)の審査を受けるものとする。

- 2 県は、審査後、掲出の可否についての結果を「山口県動物愛護センターホームページ 広告掲載承認（不承認）通知書」（様式3）により広告主に通知する。
- 3 審査会において、広告の内容等が第5条又は第6条に反すると判断したときは、広告主に対し、期日を定め、当該広告の全部または一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。
- 4 広告主は、正当な理由がある場合以外は、前項による修正、削除等に応じなければならない。

（広告掲載の方法）

- 第14条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を掲載するときは、原則として開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。
- 2 県は、前項の規定により掲載した広告を削除するときは、原則として終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

（広告の変更）

- 第15条 広告主は、契約の期間内において、広告の内容を月単位で変更することができる。
- 2 前項の規定による変更する場合の手続きは、第13条の規定に準じて行うものとする。

（広告掲載料）

- 第16条 要綱第5条に規定する広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- 2 広告主は広告掲載料を、県の指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

（広告主の責務）

- 第17条 広告主は、広告主自ら及び広告の内容が要綱及び基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。
- 2 広告主は、広告主に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。
 - 3 広告主は、広告及び指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 4 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 県は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条又は第 5 条各号に該当すると認めるとき及び第 6 条の規定に反するとき
- (2) 正当な理由なく第 13 条第 1 項に規定する広告原稿の提出を遅滞したとき
- (3) 正当な理由なく第 13 条第 3 項に規定する修正、削除等に応じないとき
- (4) 県が指定する納期限までに、契約に定める広告掲載料の納入がないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載を継続することが適当でないと県が判断したとき

(広告掲載料の還付)

第 19 条 納入された広告掲載料は、次項及び第 3 項の規定により還付する場合を除き、還付しない。

- 2 広告主が広告掲載料を納入後、広告主の責めに帰すべき理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が 1 カ月当たり 1 日を超えるとときは、掲載しなかった日数に応じて、広告掲載料について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。
- 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県がホームページの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が 1 カ月単位当たり 3 日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行うとき
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
 - (3) 機器等の設置された建物の計画停電を行うとき
 - (4) その他公益上やむを得ないとき

(協議)

第 20 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 13 日から施行する。